

手足口病の警報発令について

滋賀県では、感染症法に基づき実施している感染症発生動向調査において、令和8年(2026年)第28週(7月6日～7月12日)の手足口病の定点当たりの患者報告数(定点数：23医療機関)が、警報の発令基準値を超えましたので、感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領に基づき、本日、2年ぶりに県内全域に手足口病の警報を発令しますのでお知らせします。

警報の発令

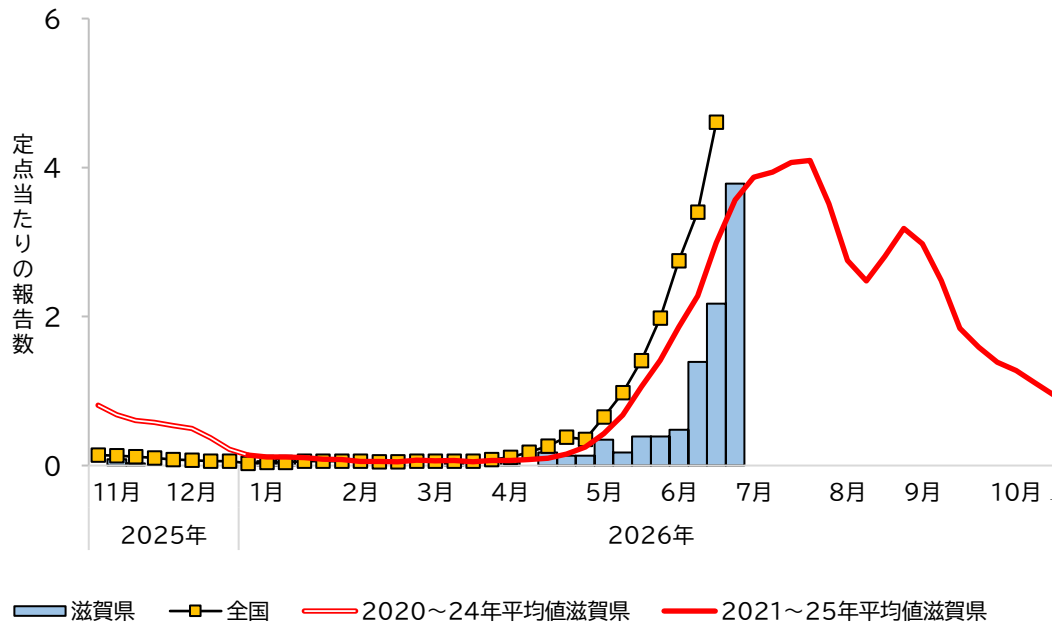
- 発令年月日 令和8年7月16日(木)
- 発令地域 県内全域
- 発令基準 滋賀県の定点あたり報告数が5に達した場合
- 解除基準 滋賀県の定点あたり報告数が2を下回った場合
- 前回の発令 令和6年6月6日(2024年第22週)
- 県民の皆様へ
 - 場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
 - アルコール消毒は効きにくいいため、流水と石けんで十分に手洗いをしましょう。
特におむつを交換した後は、しっかりと手洗いを行いましょう。
 - 医療機関を受診する前に受診方法について電話にてご確認の上、受診時にはマスク着用をお願いいたします。

手足口病の週別定点当たり患者数

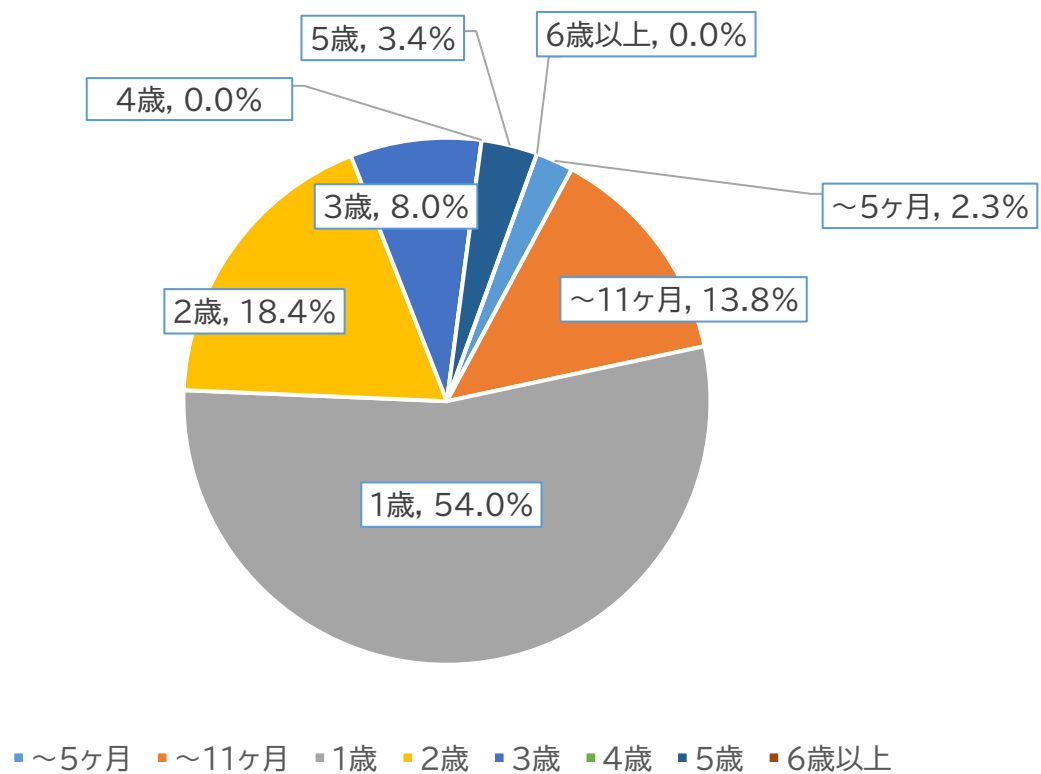
	24週 (6/8～6/14)	25週 (6/15～6/21)	26週 (6/22～6/28)	27週 (6/29～7/5)	28週 (7/6～7/12)
大津市	0.17	0.33	1.67	3.17	6.50
草津	0.17	2.00	3.00	3.50	5.17
甲賀	0	1.00	3.50	6.50	7.50
東近江	2	3.50	2.75	6.25	11.75
彦根	0.5	1.00	1.50	2.50	1.00
長浜	0	0.00	0.50	1.50	7.00
高島	0	0.00	0.00	1.00	0.00
滋賀県	0.48	1.39	2.17	3.78	6.43
全国	2.75	3.40	4.61	7.03	-

2026 年および過去 5 年平均、滋賀県

滋賀県 手足口病 週別発生状況(令和7年第45週～令和8年第28週)

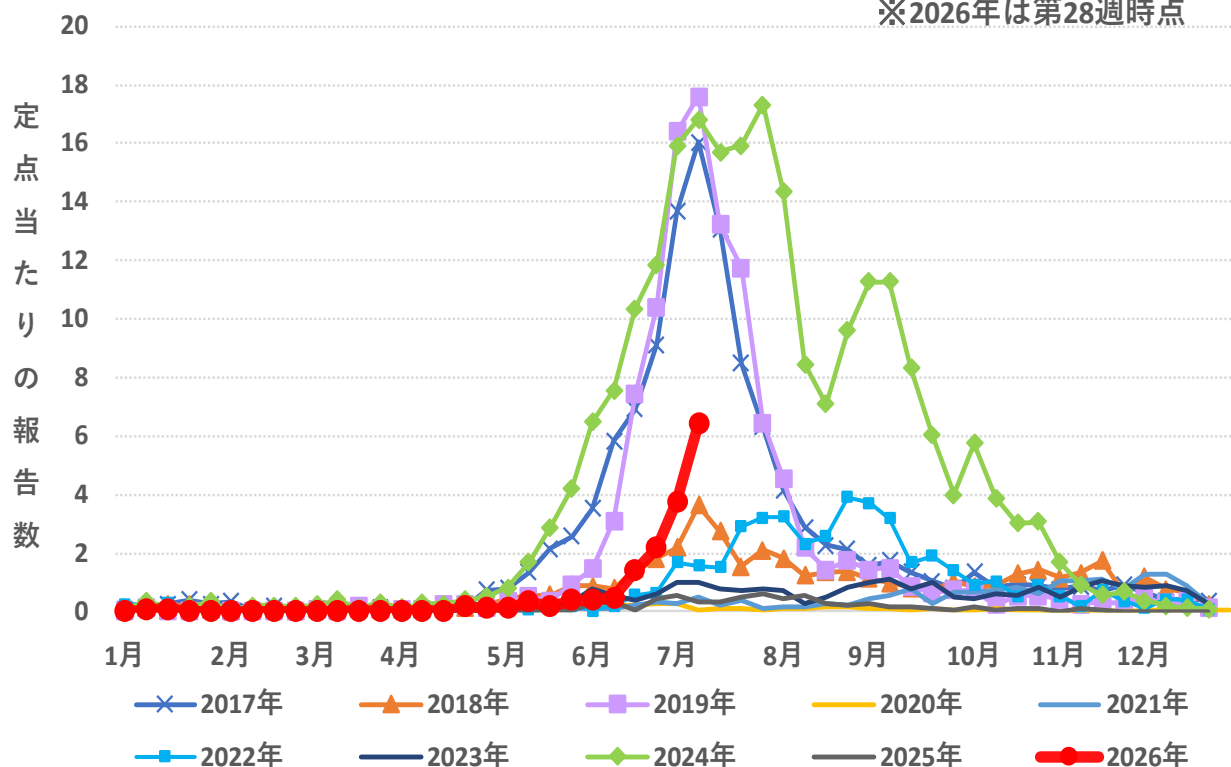


年齢分布 (2026 年第 28 週、滋賀県) n = 87



滋賀県 手足口病の定点当たり報告数の推移（2017年～2026年）

※2026年は第28週時点



参考情報

Q1 手足口病とはどのような病気ですか？

手足口病は、子どもを中心に流行する夏風邪の一つとして知られている感染症です。原因となるウイルスは、コクサッキーウイルス A6、A16、エンテロウイルス 71 (EV71) などがあります。学童以上の年齢層の大半は既にこれらのウイルスの感染（不顕性感染を含む）を受けている場合が多いので、成人での発症はあまり多くないと言われています。感染してから3～5日後に、以下の症状等が出現すると言われています。

- ・口の中、手のひら、足底や足背などに2～3mmの水疱性発疹が出現
- ・発熱は約3分の1にみられ、あまり高くないことが多い
- ・まれに髄膜炎や脳炎などの合併症が生じることがある

多くが数日のうちに治ると言われていますが、合併症に注意し、経過を注意深く観察する必要があります。

Q2 どのようにして感染するのですか？

感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染（便の中に排泄されたウイルスが、手などを介して口から体内に入って感染すること）が知られています。治った後でも、比較的長い期間、便などからウイルスが排出されることがあります。また、不顕性感染（感染していても症状を発症していない状態）でもウイルスを排出している場合があります。

一般的な対策は、アルコール消毒は効きにくいので流水と石けんで十分に手洗いすることと、排泄物を適切に処理することです。

特に保育施設や幼稚園などでは、かかりやすい年齢層が集団生活をしているため、感染が拡がりやすいです。感染を拡げないために、職員と子ども達がしっかりと手洗いをするのが大切です。特におむつを交換する時には、排泄物を適切に処理し、入念に手洗いを行うことが重要です。

Q3 治療方法は？

現在、有効なワクチンはなく、また特別な治療薬也没有せん。基本的には軽い症状なので、経過観察を含め、症状に応じた治療となります。

Q4 近年の流行状況は？

滋賀県では、2015 年、2017 年、2019 年と 2 年ごとに流行が見られていましたが、新型コロナウイルス感染症のパンデミック後(2020 年以降)は大きな流行は見られませんでした。2024 年に再びパンデミック前と同程度の流行となり、今回は 2 年ぶりの警報となります。

Q5 これまでの警報の発令は？

今回は令和 6 年(2024 年) 6 月 6 日に発令しています。それ以前は令和元年(2019 年) 6 月 20 日に発令しています。

【参考文献】

1. 手足口病に関する Q&A (厚生労働省) :
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html>
2. 手足口病とは (国立感染症研究所) :
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/441-hfmd.html>